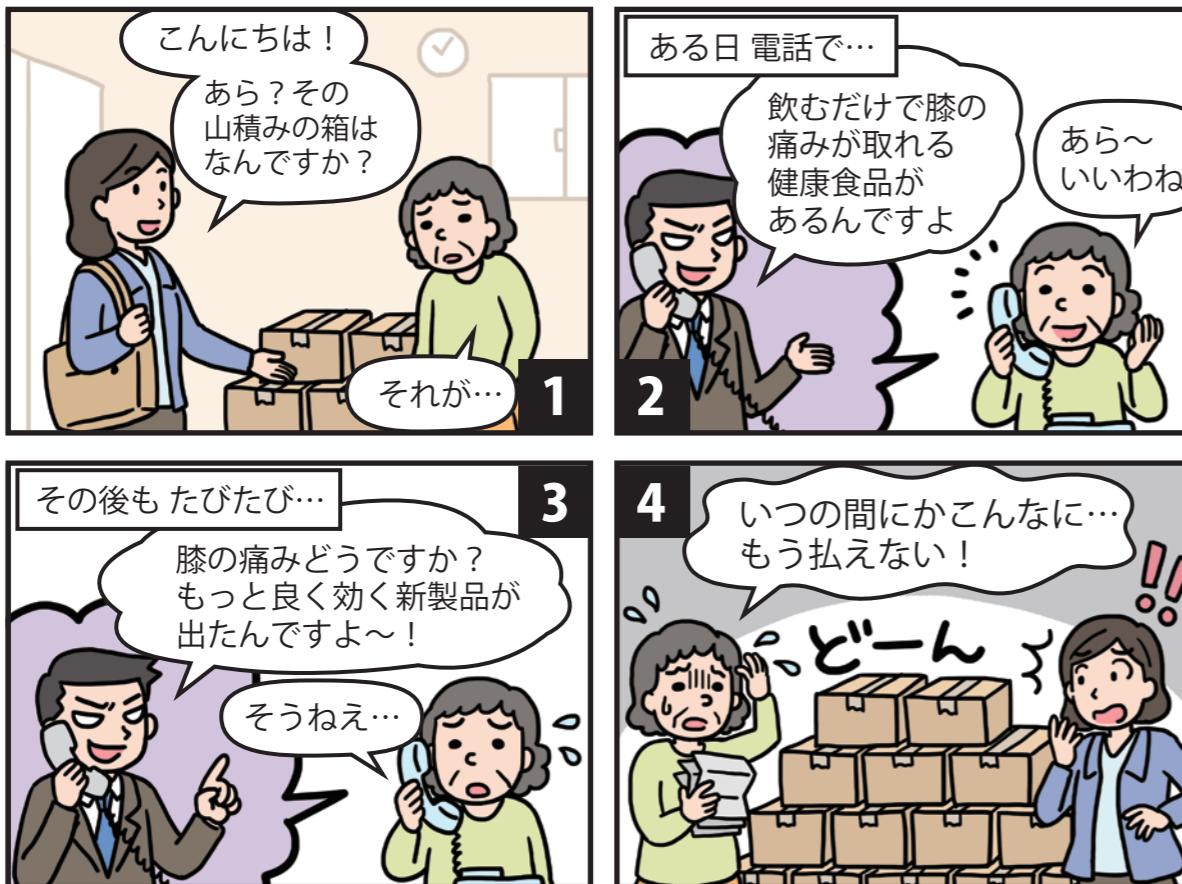


部屋の隅に 健康食品の箱の 山積みを見つけて

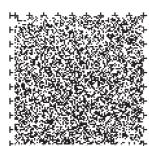


事例の概要

—ケアマネジャーの気付き—

高齢で一人暮らしをしているBさんを訪ねたら、部屋の隅に開封していない健康食品の箱が山積みになっていました。Bさんに尋ねると、事業者から電話がかかってきて、膝は痛くないかと聞かれたので、いつも痛いと答えたら、「飲むだけで痛みがとれる良い健康食品があるから送る。」と言われたそうです。

Bさんは膝の痛みが辛かったので試しに注文したところ、その後も度々その事業者から電話があって、もっとよく効く新製品が出たなど次々と勧められ、断れずに購入してしまいました。しかし1日にたくさんの健康食品は飲みきれず、一方、支払は年金だけでは足りず貯金も無くなってしましました。



気付きのポイントとトラブルの特徴

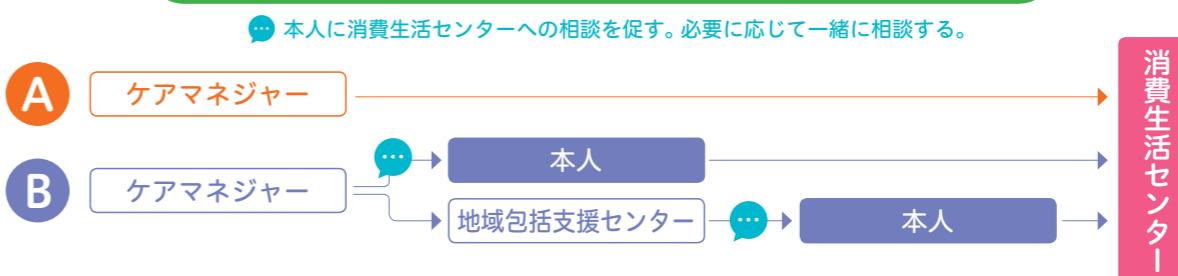
気付きのポイント

- ・見慣れない商品や契約書、振込用紙などがある。
- ・電話が頻繁にかかり、長時間話している。
- ・電話を切れず、困った様子が見られる。
- ・お金に困っている様子が見られる。

トラブルの特徴

日中は高齢者が1人で在宅している事が多く、電話が鳴ると警戒心無くすぐに出てしまいがちです。「健康」という言葉に誘われ、巧みなセールストークで不安をあおられて、高額な商品を繰り返し購入してしまうケースもあります。被害に遭っても誰にも相談をせず、購入した商品を隠してしまうこともあります。

関係者の連携（A:地域協議会あり、B:地域協議会なし）



消費生活センターに相談したら

契約書を受け取ってから8日間は、クーリング・オフができる可能性があります。また、クーリング・オフ期間が過ぎてしまっても、解決できる場合があるので、速やかに相談してください。例えば、健康食品は効能を標榜できないにもかかわらず、「膝の痛みに効く。」などと嘘を言わされた場合や、過量に販売されていた場合、契約の取消しが可能なこともあります。

▶見守る方へアドバイス

「通話録音装置」や「自動着信拒否装置」を貸与している地方公共団体もあるので、最寄りの警察や高齢者所管課等に確認しましょう。

消費者被害かな？と思ったら消費生活センターへ ☎ 188



消費者庁消費者ホットライン188
イメージキャラクターイライヤン

